

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和5年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環 1*	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連*	特地
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療	著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に 対応できるようにする	特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所				
初診	歯科初診料*264 歯科初診料(未届の場合) ...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100
再診	歯科再診料*56 歯科再診料(未届の場合) ...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185	医療情報システム基盤整備体制充実加算(月1回、令和5年12月31日まで) 初診時 加算1(マイナ情報確認なし) ...+6 加算2(マイナ情報確認あり) ...+2 再診時 加算3(マイナ情報確認なし) ...+2			
医学 管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》														
	歯科疾患管理料100 (初診月).....80	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難230 上記以外 190										診療情報提供料 (I)*250			
	文書提供加算*+10	周術期等口腔機能管理計画策定料*300 (手術等に係る一連の治療中1回)										歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、 以下に紹介した場合の加算+100			
	長期管理加算(初診月から起算して6月を超えた場合) か強診+120 上記以外+100	周術期等口腔機能管理料 (I)* 手術前(1回に限り)280 手術後(3月以内、計3回まで)190										歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、 医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算...+100			
	エナメル質初期う蝕管理加算(かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所)+260	周術期等口腔機能管理料 (II)* 手術前(1回に限り)500 手術後(3月以内、月2回まで)300										診療情報提供料 (II)*500 連携強化診療情報提供料*150			
	洗口指導加算* (4歳以上16歳未満、修復終了後)+40 (注) う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料 (III)* (放射線治療、化学療法(予 定患者含)又は緩和ケアを受ける患者)(月1回)200										診療情報連携共有料*(医科との連携)120			
	総合医療管理加算+50	薬剤情報提供料* (月1回、処方内容変更の場合はその都度)10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合+3										歯科特定疾患療養管理料(月2回まで)170 共同療養指導計画加算*+100			
	口腔機能管理料*100	周術期等口腔機能管理料(1日につき)45										退院時共同指導料1*(在宅療養支援歯科診療所1,2)(1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所)(1回のみ) ...500			
	小児口腔機能管理料*100	患者の求めに応じて手帳に記載した場合+3										特別管理指導加算+200			
	歯科衛生実地指導料1*(月1回、15分以上指導)80														
歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上)100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)															
歯周病患者画像活用指導料10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り)+10															
在宅医療															
歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)															
歯科訪問診療における特掲診療料の加算															
同一建物に居住する患者数															
訪問診療のみ算定															
訪問診療+特別対応加算															
※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する															
歯科訪問診療料への加算															
在宅医療															
通信画像情報活用加算+30															
訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)															
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)															
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)															
在宅療養支援歯科診療所加算1+145 在宅療養支援歯科診療所加算2+80 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75 栄養サポートチーム等連携加算1+80 栄養サポートチーム等連携加算2+80															
在宅療養支援歯科診療所加算1+145 在宅療養支援歯科診療所加算2+80 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75 小児栄養サポートチーム等連携加算1+80 小児栄養サポートチーム等連携加算2+80															
在宅療養支援歯科診療所1の場合340 在宅療養支援歯科診療所2の場合230 上記以外の場合200 在宅総合医療管理加算+50 文書提供加算+10 栄養サポートチーム等連携加算1+80 栄養サポートチーム等連携加算2+80 在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき)45 在宅患者連携指導料(月1回)900 (他職種との連携)(1回目の訪問診療から1月以内は算定不可) (医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合) 在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回まで)200 (医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合) フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき) 在宅等療養患者110(165) (初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定患者3月に1回) 在宅等療養患者専門の口腔衛生処置(月1回)130(195) 非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回)110(165) 咬合印象140(238)															

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和5年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60	有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130
画像	歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA)〕 〔パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB)〕 の場合	精密触覚機能検査 (月1回) …… 460
	混合歯列期歯周病検査	咀嚼能力検査 (6月に1回) …… 140	小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100
診断	口腔細菌定量検査 (1回につき) …… 130	咬合圧検査 (6月に1回) …… 130	睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580
	歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り) ……15	舌圧検査 (3月に1回) ……140	
処置	歯冠補綴時色調採得検査 ……10		
	単純撮影 (I) (フィルム料含む) () の点数は一連症状確認標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影 (II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む) スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚 ……154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕
投薬注射	処方料 6種以下 ……42 7種以上 ……29 (3歳未満+3)	薬剤料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) 屯服 (1回分の薬価) -15円 外用 (1剤剤の薬価) 注射薬剤 (1回分の薬価)) ÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)	6種以下 ……68 7種以上 ……40 (3歳未満+3) 〔一般名処方1+7(+9*) 一般名処方2+5(+7*) ※追加の施設基準満たす場合 令和5年12月31日まで〕
	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……11 外用 ……8		注 静脈内 ……34 射 皮内・皮下・筋肉内 ……22
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者, 月1回に限り, 施設基準)	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内, 1日単位で算定 ・治療開始から4月以上, 月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内, 1日単位で算定
	1 有床義歯 (装着月以外, 月1回に限り) 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) ……194 3 その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月4回に限り) ……189		
処置	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) …… 110 (165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) …… 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 130 (195)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点))
	咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90)	歯周病安定期治療 (SPT) { 1~9歯 …… 200 (300) 10~19歯 …… 250 (375) 20歯以上 …… 350 (525) (歯周外科手術後の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 (月1回) ……+120 (+180)	歯周病重化予防治療 (P重防) { 1~9歯 ……150 (225) 10~19歯 ……200 (300) 20歯以上 ……300 (450) (3月に1回)
残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27)	歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スクレーピング (SC) { 1/3顎につき …… 72 (108) 1/3顎を増すごと …… +38 (+57) (1/3顎単位) 初回時 …… 72 (108) 2回目以降 …… 36 (54)	SRP { 前歯 …… 60 (90) 小臼歯 …… 64 (96) 大臼歯 …… 72 (108) (1歯につき) 初回時 …… 60 (90) 2回目以降 …… 30 (45) 32 (48) 36 (54)	口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725)
歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……190 (285) 直PCap ……152 (228) 間PCap …… 36 (54)	根管内異物除去 ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600)	周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 (150) (周I, 周IIの入院中患者に衛生士が実施, 術前・術後に1回限り) (周IIIの患者に衛生士が実施, 周III算定月に月2回限り)	口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025)
象牙質レジンコーティング (1歯につき) …… 46 (69)	早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む) 複合レジン系 ……145 (212) ガラスイオノマー系 (標準型) ……142 (209) 自動練和型 ……143 (210)	周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 (165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 1回に限り)	口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 (695)
除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 48 (72) 著しく困難 …… 80 (120)	歯根完成期以前及び乳歯 ……+40 (+60)	機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 (108) (歯科医師又は衛生士が実施, 2月に1回に限り)	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 …… 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 …… 2300 (2450)
根管内異物除去 ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600)	歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45)	歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21)	舌接触補助床 (1装置につき) 新たに製作した場合 ……2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ……1120 (1180)
歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45)	有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165)	歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定)	口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 口腔内装置調整 { 睡眠時無呼吸症候群, 歯ぎしり …… 120 (180) 上記以外 …… 220 (330)
う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84)	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27)	冠形態 (1歯につき) …… 50 (75)	口腔内装置修理 …… 234 (351)
知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84)	後出血処置 ……530 (795) 6歳未満 ……560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)	床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	術後即時顎補綴装置 (1顎につき) ……2800 (2950) 注) 暫間固定, 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料は別算定。
生活歯髄切断 (1歯につき) …… 230 (345)	口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 (33)		
歯根完成期以前及び乳歯 ……+40 (+60)	口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33)		
失活歯髄切断 (1歯につき) …… 70 (105)			
口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合)			
後出血処置 ……530 (795) 6歳未満 ……560 (840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)			
口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 (33)			
口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33)			
抜髄 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)
単根 232 (302) (歯髄温存療法後3月以内) 2根 424 (551) (190点減算) 3根以上 598 (897) (直PCap後1月以内 152点減算)	単根 158 (205) 2根 308 (400) 3根以上 448 (672)	単根 32 (48) 2根 40 (60) 3根以上 56 (84)	単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183)
抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療のみ算定患者の点数	感根即充 (1歯につき)	加圧根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認	
単根 304 (410) 《374》 (歯髄温存療法後3月以内) 2根 518 (692) 《645》 (190点減算) 3根以上 720 (1080) 《1019》 (直PCap後1月以内 152点減算)	単根 230 (313) 《277》 2根 402 (541) 《494》 3根以上 570 (855) 《794》	単根 138 (207) 2根 166 (249) 3根以上 210 (315) 手術用顕微鏡加算 (3根以上) ……+400 (+600) Ni-Tiロータリーファイル加算 ……+150 (+225)	